

## 小規模事業起業支援制度が拡充されました！

町内で起業を考えている方、  
既に事業を営んでいる方で新たな分野に挑戦（第二創業）する方への支援に加え、  
継業（既存の事業を第三者が継承する場合）も対象となりました。

補助対象者・・・町内に店舗または事業所を所有、新設又は借用して、新規事業を始めよう  
としている法人又は個人事業主で、その代表者が65歳未満の方  
従業員規模・・・◎商業・サービス業 1人以上10人以下  
◎製造業・その他の業種 1人以上20人以下  
◎協同組合が主体となる事業では3名以上による事業体  
が形成されていること

対象業種・・・継業の場合は下記にはこだわらず、審査委員会で判断することになります。

農業	耕種農業※1、農業・園芸サービス業
林業	林業サービス業、その他の林業
漁業	海面漁業※1
水産養殖業	海面養殖業※1
製造業	食料品製造業※2、木材・木製品製造業、家具・装飾品製造業、 なめし革・同製品・毛皮製造業※3、その他の製造業
情報通信業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音 声・文字情報製作業
運輸業	道路旅客運送業※2、道路貨物運送業※2、倉庫業※2、運送に付 帯するサービス業※2
卸売・小売業	飲食料品卸売業※2、各種商品卸売業※2、飲食料品小売業※2、 その他の小売業※2
不動産業	不動産取引業※4、不動産賃貸業・管理業※4
飲食店・宿泊業	一般飲食※5、宿泊業※5
複合サービス業	協同組合（他に分類されないもの）※1、※2、※4
サービス業	その他サービス関連業・旅行業※1、※2、※4、廃棄物処理業※6、 その他のサービス業※1、※2、※4

※1 体験事業を行う場合のみ

※2 町内1次産業の持続・活性化に寄与する場合のみ

※3 有害駆除生物の活用を含む場合

※4 移住・交流を目的とする場合のみ

※5 体験事業を行う場合及び体験事業と連携する場合のみ

※6 有害駆除生物の処分や処理に関係する場合

対象経費・・・人件費、旅費、機械等設置費、材料費、展示会出展費、委託費、広報費、  
家賃、通信運搬費（土地購入費は対象になりません！）

補助金額・・・別途定める事業区分によって補助率が2/3、1/2、1/3と変わります。  
対象経費の1/3～2/3の額で、その額が100万円を超えるときは、  
100万円を限度とします。

その他・・・審査会による審査によって採否が決定されますので、申請より前に事業が  
開始されている場合や採択決定前の事業開始は対象外になります。  
受付は随時行いますが、予算の範囲内での支援となりますので支援時期が  
遅れる場合や、要望に添えない場合があります。

詳しくは美波町産業振興課までお問い合わせください。

TEL 0884-77-3617